3 「舞台公演」と著作権法について ——実演家の権利を中心に

1 はじめに

ひと言で「舞台公演」といっても，演劇をはじめ，ロックやポップス，クラシックなどのライブやコンサート，バレエやミュージカルなど舞踊に演奏や歌を伴うもの，歌舞伎や能・狂言，文楽などの伝統芸能，落語や漫才，コントなどの演芸と実に多種多様なジャンルがあります。

こういった舞台公演は，本来は，劇場やコンサートホールなどで，舞台と観客とが一体感をもって行われるものです。しかしながら，2020年に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために，インターネットを通じたライブ配信も数多く行われるようになりました。このような舞台公演のライブ配信では，著作権法との関係が，より一層クローズアップされます。

そこで，本稿では，舞台公演をライブ配信する場合を念頭に置きつつ，著作権法が，どのように関係してくるかを，出演者たる実演家を中心に見ていきたいと思います。ただ，ジャンルによって，実務上の違いがある場合もあるため，注意が必要です。

2 「舞台公演」を構成する様々な著作物や実演

多種多様なジャンルがある舞台公演は，どのような要素で成り立っているのでしょうか。例えば，演劇に関する本を見ると，演劇とは，「俳優」，「戯曲」および「観客」という三つの基本的要素から，あるいは，これに「劇場」を加え，四つの基本的要素から成り立つものと言われています（河竹登志夫『演劇概論』4頁，東京大学出版会，1978）。しかしながら，舞台演劇では，演じる俳優や脚本だけではなく，音楽であったり，セットや小道具，また，衣装であったり，照明であったりと様々なもので構成されています。

このような舞台演劇を，著作権法の観点から整理すると，著作権法により保護される，もしくは保護される可能性のある著作物，又は著作隣接権により保護される実演やレコードなど，実に様々なもので構成されています。

例えば，演劇の基本的要素の一つである「戯曲」，すなわち脚本があります。書き下ろされた脚本もあるでしょうし，小説などの原作をもとに創作された脚本もあるでしょう。このような原作をはじめ，脚本は，著作物として保護されます。この場合，小説などの原作をもとに脚本を書き上げるためには，原作を脚色（翻案）することになるため，原作者からの許諾を得なければなりません。さらに，舞台公演を行う際にも，脚本を創作した脚本家から許諾だけではなく，原作となる小説を創作した著作者からも許諾を得なければなりません。そして，舞台公演をライブ配信する場合にも，脚本の著作者たる脚本家だけではなく，原作者となる著作者から，舞台公演で上演に関する許諾だけではなく，ライブ配信するための許諾についても得なければならないことになります。

また，舞台公演では，舞台上の俳優の演技を盛り上げるために音楽を使用することがあります。新曲が書き下ろされたり，既にある楽曲が使用されたりすることもあるでしょう。音楽には，歌詞を伴う場合も，歌詞を伴わない場合もありますが，このような音楽は，著作物として保護されることになります。そのため，ライブやコンサートで生演奏したり，歌唱したりするためには，許諾を得なければなりません。そして，舞台公演をライブ配信する場合にも，舞台公演で音楽を聴かせるだけではなく，ライブ配信するための許諾を得なければなりません。

さらに，音楽の生演奏，生歌唱に代えて，例えば，音楽CDに収録された音楽を，BGMとして使用する場合もあります。一つの音源，例えば，一枚の音楽CDには，作詞・作曲する作詞家・作曲家，音源の中で演奏・歌唱する実演家，そして音源を製作するレコード製作者と，三者の権利が関係します。したがって，コンサートなどをライブ配信する場合には，作詞家・作曲家による音楽の著作物は著作権により，音源の製作に係るレコードと，演奏・歌唱による実演は，それぞれ著作隣接権により保護されることになり，それぞれ許諾を得なければならないことになります。

そして，舞台公演では，舞台上に一つの空間を作り上げるために，セットなどの大道具や出演者が用いる小道具などの「舞台美術」も必要です。さらに，出演者が身にまとう「衣装」，踊りの場面では「振付」も必要となってくるでしょう。そして，舞台の演出内容に合せて，照明のプランを考え，ライトニングを変えたりして，日常にはない空間を舞台上に作り上げる「照明」なども考えられるでしょう。ただ，こういった「舞台美術」や「衣装」，「振付」，「照明」などは，著作権法により著作物として保護されるかどうかは，微妙なケースがあります。なぜならば，著作権法では，「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（傍点は筆者）と定義しているため（著作権法2条1項1号），著作物として保護されるためには，創作的な表現がなければなりません。どこにでもあるような，ありふれた表現は，著作物として保護を受けるのは十分ではないと言われています。したがって，どこにでも見受けられるような「舞台美術」や「衣装」などは，著作物として保護される可能性は低いものと考えられます。結局のところ，「舞台美術」や「衣装」などが，「著作物」として保護されるかは，ケース・バイ・ケースで判断されることになるのではないかと思われます。

そして，舞台公演において，もっとも中心的な役割を果たすのが，舞台上で演技する俳優，歌ったり，演奏したりする歌手や演奏家，バレエやミュージカルで，踊る舞踊家といった出演者と言えます。このような俳優や歌手・演奏家，舞踊家などは，著作権法では「実演家」として，著作隣接権により保護されます。

このように，「舞台公演」は，著作権法によって保護される，様々な著作物や実演などで構成されています。このことは，舞台公演の主催者であったり，製作者であったり，プロデューサーというような名前で，舞台公演の企画・製作を行い，出演者やスタッフ，会場の選定，資金繰りや予算の管理など舞台公演の全責任を負う立場からすると，舞台公演を構成する様々な著作物を利用する立場に立つことになります。したがって，舞台公演で利用する脚本や音楽などを上演や演奏するためには契約をする必要があります。例えば，ある舞台公演のために，新しい脚本の書き下ろしをお願いするのであれば，脚本家との間で，いつまでに脚本を仕上げて下さい，脚本の原稿料は，いくら支払いますといったことのほか，著作権法との関係では，脚本に基づいて上演するための許諾を得る必要があるため，その許諾の対価として使用料をどうするかということも取り決めておく必要があります。また，例えば，音楽をコンサートホールで演奏する場合には，音楽を演奏するための許諾を得る必要もあるのです。

そして，舞台公演をライブ配信する場合には，上演や演奏などに関する取り決めとは別に，ライブ配信における利用条件などの取り決めが必要になってきます。そこで，劇場における上演や演奏などに関する契約を結ぶ際に，劇場での上演や演奏などに関する事項だけではなく，インターネットを通じてライブ配信したりする場合の利用条件なども，予め取り決めておいた方が，都合が良い場合もあるのです。

では，舞台公演に出演する俳優，歌手・演奏家，舞踊家など出演者との間ではどうでしょうか。舞台公演だけであれば，稽古や舞台公演の期

間ですとか，出演料などに関する契約をすることになりますが，舞台公演をライブ配信する場合には，次に見ていく出演者である実演家の権利が関係してくるのです。

3 実演家の権利とは

舞台公演において中心的な役割を果たす出演者である「実演家」や「実演家の権利」は，わが国の著作権法では，どのように定められているのでしょうか。

(1)「実演」と「実演家」とは

まず，著作権法では，俳優，舞踊家，演奏家，歌手その他「実演」を行う者を，「実演家」として保護し，さらには，実演を指揮し，又は演出する者も「実演家」としています（著作権法２条１項４号)。「実演」とは「著作物を，演劇的に演じ，舞い，演奏し，歌い，口演し，朗詠し，又はその他の方法により演ずること」とされ，「著作物を演じないが芸能的な性質を有するもの」も含まれます（著作権法第２条第１項第３号)。著作物である脚本に基づいて演技をしたり，著作物である音楽を歌ったり，演奏したりすることが，「実演」にあたります。実演家の権利は，その「実演」を保護するものですから，ある歌手が同じ歌を歌ったとしても，時と場所が違えば，それぞれ別個独立した「実演」として保護を受けることになります。

では，このような著作権法の条文に照らした場合，「実演家」として，例示されている歌手や演奏家，俳優，舞踊家以外に，どこまでが「実演」や「実演家」と言えるのでしょうか。いくつか具体的な例で考えてみましょう。

例えば，「手品師」はどうでしょうか。手品師は，著作物とは言えそうもないマジックを演じることになりますが，「著作物を演じないが芸能的な性質を有するもの」として，「実演」を行う実演家にあたることになります。

次に，人形劇の場合はどうでしょうか。泣いたり，笑ったりといった表情を見せているのは，人形そのものですが，人形は「実演家」とはなりませんので，人形を操作している人が，人形を通じて，「実演」を行っていることになります。例えば，わが国の伝統芸能である文楽では，人形遣いの方が，「実演家」として保護されることになります。ただし，人形それ自体が著作物として保護される可能性もありますので，注意が必要です。

(2)「実演家の権利」とは

次に，わが国の著作権法において「実演家」として保護される俳優や歌手・演奏家には，どのような権利があるのでしょうか。

まず，「実演家の権利」は，実演家の人格的利益の保護を目的とした「実演家人格権」と，財産的利益の保護を目的とした権利，財産権とに，「ざっくり」分けることができます。

そして，「実演家人格権」について見ていくと，実演家人格権には「氏名表示権」と「同一性保持権」とがあります。

「氏名表示権」とは，実演を公衆に提供又は提示する際に，その実演家の氏名や芸名などを表示し，又は表示しないこととする権利をいいます（著作権法 90 条の２第１項)。例えば，音楽 CD を発売する際に，ジャケットなどに自分の名前や芸名などを表示するのか，表示しないのかを求めることができる権利ということになります。

また，「同一性保持権」とは，実演の同一性を保持する権利をいい，自己の名誉又は声望を害する実演の変更，切除その他の改変を受けない権利をいいます（著作権法 90 条の３第１項)。今日のデジタル技術なら，例えば，演技している俳優の顔の表情や大きさなどを変えたり，裸にしたりすることもできます。さらに，最近では，ある俳優が言ってもいないことを，あたかも言っているかのような「フェイク動画」が問題になっていますが，このような社会から受ける実演家としての評価を下げるような実演の改変を受けない権利が「同一性保持権」と言えます。

次に財産権について見ていきましょう。財産権は，大きく二つの種類に分けることができます。

一つには，例えば，実演を利用しようとするときには，権利者の許諾を得なければならず，もし仮に許諾を得ないで実演を利用しようとする場合には，その利用を差し止めることができたり，刑事罰が適用されることもある強い権利である「排他的権利（＝著作隣接権）」があります。もう一つには，実演を利用する際，利用者は権利者から許諾を得る必要はありませんが，一定の金銭を支払わなければならないという「報酬・補償金請求権」があります。この報酬・補償金請求権は，生の演技や演奏歌唱といった，生の「実演」ではなく，録音，録画された「実演」が関係します。したがって，舞台公演における，生の実演については，とりわけ排他的権利が及ぶ利用について注意する必要があります。

(3)「舞台公演」と実演家の権利

では，このような実演家の権利は，ライブやコンサート，演劇などの舞台公演において，どのように関係してくるのでしょうか。

まず，舞台やコンサートをDVD・ブルーレイ化やCDなどに音源化する場合には，舞台やコンサートに出演する実演家の録音権・録画権が適用されることになります（著作権法第91条第1項）。ただ，著作権法では，「録画」とは「影像を連続して物に固定」することであるため（著作権法2条1項14号），例えば，舞台での演技を写真撮影する行為には，この録画権は及びません。ただし，著作権法上の実演家の権利とは別に，撮影された写真の利用態様などによっては，肖像権やパブリシティ権が問題になることがあるので，注意が必要です。

次に，舞台での演技やコンサートでの生の演奏や歌唱を，テレビやラジオで生放送する場合には，実演家の放送権が適用されることになります（著作権法92条1項）。また，舞台やコンサートを，インターネットを通じてライブ配信する場合にも，送信可能化権が適用されることになります（著作権法92条の2第1項）。

このように舞台公演を録音し，録画したり，ライブ配信したりするためには，著作権法に基づく実演家の権利に基づいて出演者から許諾を得なければなりません。したがって，舞台公演をライブ配信する場合には，出演者たる実演家からライブ配信について許諾を得なければなりませんので，出演に関する契約において，単に出演に関する事項だけではなく，ライブ配信の許諾条件について，予め許諾について取り決めておく必要があります。一方，出演者たる実演家の立場からしても，自分の出演した舞台公演が，どのように利用され，出演料とは別に追加で，いくら貰えるのかなどを，出演に関する取り決めにおいて明確にしておく必要がある場合もあるのです。

4 結びに代えて

これまで舞台公演を，インターネットを通じてライブ配信する発想は，そう多くはなかったと思います。しかしながら，今後は，劇場やコンサートホールにおいて生で鑑賞するだけではなく，画面を通じて観ることも一つの鑑賞方法として成り立ち得るのではないかと思います。そうすると，「舞台公演」と著作権法との関係も，より一層注目されることになるのではないかと思われます。

本稿では，誌面の都合上，権利者の許諾を得ないで著作物等を自由に利用できる場合や，著作者の死亡などから一定期間を経過し，保護期間が満了した著作物等を自由に利用できる場合などについて触れることができませんでしたが，「舞台公演」と著作権法との関係について関心を持つきっかけとなれば，幸いです。（君塚陽介）